

〔正誤表〕

平成28年版 交通小六法

大成出版社

○お詫びと訂正

この度は、「平成二八年版 交通小六法」を、お買い求めいただき、誠にありがとうございます。
本書刊行後に、「交通安全対策基本法」につきまして、誤りが見つかりましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、一〇二七頁下段四行目 第二条を次のとおりに差し替えさせていただきます。

(交通安全基本計画の作成及び公表等)
第二十二條 中央交通安全対策会議は、交通安全基本計画を作成しなければならない。

2 交通安全基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

注 第二項各号列記以外の部分は、平成二十七年法律第六六号により改正、平成二八年四月一日から施行。
2 交通安全基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大纲

二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3 中央交通安全対策会議は、第一項の規定により交通安全基本計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長(指定行政機関が委員会である場合にあつては、指定行政機関、以下同じ)及び都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
4 前項の規定は、交通安全基本計画の変更について準用する。

注 第三項から第五項は、平成二十七年法律第六六号により追加、改正、平成二八年四月一日から施行。

3 国家公安委員会及び国土交通大臣は、中央交通安全対策会議が第一項の規定により交通安全基本計画を作成するに当たり、前項各号に掲げる事項のうちそれぞれの所掌に属するものに関する部分の交通安全基本計画の案を作成し、中央交通安全対策会議に提出しなければならない。

4 中央交通安全対策会議は、第一項の規定により交通安全基本計画を作成したときは、速やかに、これを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長(指定行政機関が委員会である場合にあつては、指定行政機関、以下同じ)及び都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
5 前二項の規定は、交通安全基本計画の変更について準用する。